

最高裁秘書第323号

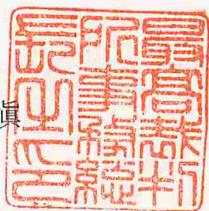
令和3年2月19日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村

慎



司法行政文書開示通知書

令和3年1月29日付け（同年2月1日受付、第020906号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

最高裁判所事件月表（令和2年12月分）（片面で3枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

1. 最高裁判所事件月表(民事)

令和2年12月分

訟事務室統計係

新受・既済・未済別 法廷別	新 受					既 済					未 済					1月からの累計	
	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新受	既済
総 数	[3]	200	185	175	[3] 560		261	[1] 225	[2] 310	[3] 796	5	578	513	486	1582	6191	6277
民事総数	[3]	173	159	151	[3] 483		225	[1] 171	[2] 263	[3] 659	3	485	434	414	1336	5277	5366
特別上告(テ) うち少額異議		2	3	2	7		1	1	2	4		4	4	4	12	89	83
(旧法) 上告(オ) (新法) (並行)		54	48	46	148		46	38	74	158		144	125	117	386	1481	1548
上告受理 (受) (並行) (受理決定)		66	59	55	180		57	43	83	183		179	155	147	481	1809	1919
再審(訴訟)(ヤ)		1			1		1	2	4	7		1	1		2	20	20
特別抗告(ク) (並行)	[3]	37	33	32	[3] 102		63	[1] 40	[2] 48	[3] 151	3	73	50	48	174	1203	1159
許可抗告(許)		1	1	1	3			1	2	3		8	4	3	15	45	41
再審(抗告)(ヤ)		5	8	5	18		43	36	35	114		47	70	70	187	340	315
民事雑(マ)		7	7	10	24		14	10	15	39		29	25	25	79	290	281
行政総数		27	26	24	77		36	54	47	137	2	93	79	72	246	914	911
特別上告(行テ)																	
(旧法) 上告(行ツ) (新法) (並行)		9	8	10	27		9	10	10	29	1	21	22	21	65	308	314
上告受理 (行ヒ) (並行) (受理決定)		(9)	(6)	(7)	(22)		(7)	(9)	(9)	(25)	(1)	(21)	(19)	(17)	(58)	(250)	(253)
再審(訴訟)(行ナ)																1	1
特別抗告(行ト) (並行)		2	2	1	5		2	4	4	10		7	2	2	11	100	96
許可抗告(行フ)															1	1	1
再審(抗告)(行ナ)		5	6	2	13		14	21	13	48		28	18	18	64	112	96
行政雑(行ニ)				1	1		1	8	5	14		3	2	3	8	31	26

注 上告(オ)・(行ツ)欄の上段は旧法事件数で、中段は新法事件数で、いずれも外数であり、下段()数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

(令和3.1.18訟統印)

上告受理(受)・(行ヒ)欄の中段()数値と特別抗告(ク)・(行ト)欄の下段()数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

上告受理(受)・(行ヒ)欄の新受の下段()数値は、係属事件の内で、当月受理決定のされた事件数であり、既済・未済の下段は、受理決定のあった事件数で内数である。

[]数値は、大法廷回付があった事件で新受計・既済計に含まれない。

2. 最高裁判所事件月表（刑事）

令和2年12月分

事件別	新 受					既 濟					未 濟					1月からの累計			
	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新 受	既 濟		
総 数		133	100	121	354		161	107	145	413		(64)	195	(64)	159	(58)	172	(186)	526
総 数		53	45	45	143		69	45	61	175		(64)	148	(64)	138	(58)	136	(186)	422
訴訟事件	第一審判決に対するもの うち裁判員闇与																		
	控訴審判決に対するもの うち裁判員闇与	53	45	45	143		69	45	61	175		(64)	148	(64)	138	(58)	136	(186)	422
	非常上告	4	1	1	6		5	4	2	11		(16)	18	(15)	16	(8)	8	(39)	42
	再審																		
訴訟事件以外の事件	総 数	80	55	76	211		92	62	84	238		47	21	36	104	2446	2448		
	再審請求	1	1	1	3		1	2		3		1	2	3	6	31	33		
	上告受理申立て	1		2	3		1	1	4	6						20	20		
	法廷等の秩序維持に関する法律に基づく特別抗告																		
	判決訂正申立て			1	1					1	1					3	3		
	特別抗告申立て	32	26	30	88		45	29	38	112		19	7	15	41	1209	1217		
	医療観察再抗告	1			1		1	2	2	5		1				1	36	42	
	費用補償請求															1	1		
	上訴費用補償請求のあったもの																		
	刑事補償請求																		
	訴訟費用免除申立て	5	2	5	12		4	2	5	11		4		4	8	106	106		
	刑事雜	40	26	37	103		40	26	34	100		22	11	14	47	1040	1027		
	没収の裁判の取消し上告事件																		

3. 上告事件の既済区分表

区分	法廷別					計											
	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷													
民事上告	総 数	56	49	86	191												
	判 決																
	決 定	55	49	86	190												
	その他の	1			1												
民事受理	総 数	67	54	98	219												
	判 決				2	2											
	決 定	66	54	93	213												
	その他の	1		3	4												
刑事上告	総 数	69	5	45	4	61	2	175	11								
	判 決																
	決 定	58	4	39	4	51	2	148	10								
	その他の	11	1	6	10		27										
	うち裁判員闇与																

(注1) 刑事に関する計上数は、すべて人員である。

(注2) 2. 最高裁判所事件月表（刑事）中未済の（ ）数値は、上告受付時に被告人の身柄が勾留中のもので内数である。

4. 上告既済事件の審理期間表

令和2年12月分

法廷別 受理年度 審理期間	総 数	受理年度別						審理期間別						
		2 年	元 年	30 年	29 年	28 年	27 年	2 月 以内	3 月 以内	6 月 以内	1 年 以内	2 年 以内	3 年 以内	5 年 以内
法廷別														
民事上告	総数	191	184	7				81	51	30	23	6		
	大法廷													
	第一小法廷	56	56					26	16	10	4			
	第二小法廷	49	47	2				26	9	8	5	1		
	第三小法廷	86	81	5				29	26	12	14	5		
民事受理	総数	219	209	9	1			86	58	37	29	8	1	
	大法廷													
	第一小法廷	67	65	2				27	19	12	7	2		
	第二小法廷	54	53	1				25	12	11	6			
	第三小法廷	98	91	6	1			34	27	14	16	6	1	
刑事上告	総数	175	174	1				70	77	23	4	1		
	うち裁判員関与	11	10	1				2	3	5		1		
	大法廷													
	うち裁判員関与													
	第一小法廷	69	68	1				23	33	9	3	1		
	うち裁判員関与	5	4	1				1	2	1		1		
	第二小法廷	45	45					20	17	7	1			
	うち裁判員関与	4	4					1	1	2				
	第三小法廷	61	61					27	27	7				
	うち裁判員関与	2	2							2				